

令和7年度 松崎町会計年度任用職員 募集一覧表

No.	職名	勤務場所	任用 予定 人数	勤務内容	資格等	任用期間	勤務日・ 勤務時間	週休日	報酬額等	社会 保険	雇用 保険	選考方法	採用担当課連絡先
1	一般事務職員	松崎町役場1階 窓口税務課内	1	窓口事務補助	不問	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	月～金曜日 8時15分～17時	土日・祝日 等	月額186,900円～	有	有	書類選 考・面接	窓口税務課 0558-42-3968
2	一般事務職員	松崎町役場2階 総務課内	1	電話対応、郵便物配布、郵便 発送業務、公文書の受付、そ の他総務課の事務補助	不問	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	月～金曜日 8時15分～17時	土日・祝日 等	月額186,900円～	有	有	書類選 考・面接	総務課 0558-42-3963
3	児童館厚生員兼 放課後児童クラブ支援 員	松崎町立児童館	数名	児童館の運営・管理の補助及 び放課後児童クラブの運営補 助 (預かり保育、放課後児童クラ ブ加入児童の保育 他)	欄外※2の 資格のいず れかを有す る者また は、子育て 支援員研修 修了者	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	月～土曜日 8時15分～18時30分 のうち、7時間45分以 内 シフト制による 勤務日数、勤務時間 は要相談	日・祝日等	時給1,195円～	△	△	書類選 考・面接	健康福祉課 0558-42-3966
4	運転手兼作業員	クリーンピア松崎	2	ごみ収集 ごみ分別 資源ごみ等搬出 施設管理業務全般 災害時業務(災害廃棄物対 応)	中型免許以 上の自動車 免許(平成 19年6月1日 以前に普通 免許を取得 した方を含 む)	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	月～土曜日のうち シフト制で5日勤務 (週休2日) 月～金 8時15分～17時 土 8時15分～12時15分 ※休日勤務有り	日・祝日等	月額219,900円～	有	有	書類選 考・面接	生活環境課 0558-42-3969
5	教諭(幼稚園)	松崎幼稚園	1	園児に対する生活指導、特別 な支援を必要とする園児の介 助等	不問 ※幼稚園教 諭免許保持 者希望	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	月～金曜日 7時30分～11時30分 4時間勤務 年間240日程度	土日・祝日 等	時給1,148円～ ※免許保持者時給 1,195円～	無	有	書類選 考・面接	教育委員会事務局 0558-42-3971
6	学校用務員(小学校)	松崎小学校	1	学校用務(学校施設の管理補 助、敷地草刈、ごみ捨て、教 育委員会との間の文書の提 出及び受取り等)	不問	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	月～金曜日 7時45分～16時30分 7時間45分勤務 年間240日程度 ※学校登校日 ※一部学期間休み勤 務有	土日・祝日 等	時給1,141円～	有	有	書類選 考・面接	教育委員会事務局 0558-42-3971

令和7年度 松崎町会計年度任用職員 募集一覧表

No.	職名	勤務場所	任用 予定 人数	勤務内容	資格等	任用期間	勤務日・ 勤務時間	週休日	報酬額等	社会 保険	雇用 保険	選考方法	採用担当課連絡先
7	学習支援員(中学校)	松崎中学校	1	特別な支援を必要とする生徒 の介助(及び学習指導補助)	不問 ※教員免許 保持者希望	令和7年4月1日～ 令和7年9月30日	月～金曜日 8時～16時30分までの 内、7時間勤務 年間91日程度	土日・祝日 等	時給1,148円～ ※免許保持者時給 1,351円～	有	有	書類選 考・面接	教育委員会事務局 0558-42-3971
8	学校給食調理員	学校給食共同調理 場	1	給食調理・片付け・清掃等	不問	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	月～金曜日 7時45分～16時30分 7時間45分勤務 年間220日程度	土日・祝日 等	時給1,141円～	有	有	書類選 考・面接	教育委員会事務局 0558-42-3971
9	プール受付・監視員	松崎海洋センター	1	プール受付業務・監視・施設 管理等	25m以上 泳げる方	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	月10日程度(シフト制) 火～金曜日 12時15分～21時 土・日曜日 8時15分～17時	シフト制	時給1,141円～	△	△	書類選 考・面接	教育委員会事務局 0558-42-3971

※ 報酬額等 ： 職務経験に応じて決定します。

※ 社会保険 ： △は任用条件によって、対象となる場合と対象にならない場合があります。

- ※2
- (1) 保育士の資格を有する者
 - (2) 社会福祉士の資格を有する者
 - (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第9号において「高等学校卒業者等」という。)であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
 - (4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者
 - (5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)
 - (6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
 - (7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - (8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - (9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、町長が適当と認めたもの
 - (10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めたもの